

商工新聞読者と会員増やして、強く大きな民商を次世代に!!

# 名古屋北部民商ニュース

2019年2月25日(月)発行

No.318

## 名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp



＝ 確定申告学習会の様子 ＝

2月10日(日)午前、山田地区会館で開催した「なんでも相談会」に山田支部の役員4人が相談員として参加し、相談に訪れた10人の方に親身に対応しました。

2月11日号に掲載したSさん。後日、共産党の青木市議とも相談し、事務局が同行して区役所へ。職員は「保険料がある以上は、払ってもらわない」と言いつつも「相談に来られた以上、3月までの短期ですが発行します」と保険証を発行してもらいました。保険料の納付については引き続き相談することに

「なんでも相談会」  
「配達・集金ご苦労さん会」  
「確定申告学習会」



＝ 配達・集金ご苦労さん会の様子 ＝

その後、夕方4時から確定申告学習会。山田地区会館の和室に6人が集まって、「医療費控除」「セルフメディケーション制度」「配偶者特別控除の変更」等について学びました。例題にもとづいて申告書の用紙に記入し、電卓片手にあれこれ悩みながら記入。「なんとかわかったぞ」と和気あいあいと答え合わせ。そして、5時半からは会員さんの焼肉屋「新香園」で「配達・集金ご苦労さん会」を開催。美味しい焼肉に、左党の皆さんはビールがすすみ、楽しく交流することができま

### 中小企業法務プラス！ワンポイント

～ 押さえておきたい相続法改正② ～

今年7月、約40年ぶりに相続法が改正されましたが、2回目の今回は、新設された配偶者居住権についてご説明します。

配偶者居住権とは、配偶者が亡くなった時(＝相続開始の時)に配偶者名義の建物に無償で住んでいた場合に、死ぬまで、あるいは一定の期間、その建物を使用する権利のことです。

今までは、亡夫の遺産を妻と子どもで分ける場合、夫名義の自宅に住み続けるためには、原則的には遺産分割で自宅を取得するしかありませんでした。しかし、不動産は高額ですので、自宅の土地建物を取得したために預貯金などの金融資産を取得できないことがあり、老後の生活が苦しくなる、という問題がありました。しかし、新設された配偶者居住権では、不動産の所有権そのものを取得するよりも安く済むので、その分預貯金を多くもらうことができ、住む場所とともに老後の生活費も確保できるというわけです。

同時に、配偶者短期居住権も新設され、①遺産分割で居住建物の所有者が確定する日までの間(ただし最低6ヶ月間は保障)、②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放棄した場合にも、所有者から請求を受けた後6ヶ月間は、やはり亡くなった配偶者名義の建物に無償で住み続けることができることになりました。

これらの改正は2020年7月12日までに施行されることが決まっています。高齢化社会に合わせ、配偶者の老後生活を安定させるために新しい権利が創設されたのです。

2019年2月  
弁護士 蓑 明玉 (名古屋北法律事務所)

### 「3・13 重税反対全国統一行動」

#### 北区・守山区集会

日時：3月13日(水) 午後1時30分 開会

場所：鳩岡ホール(鳩岡の家・3階)

住所：北区鳩岡1-1-5 電話：911-0055

※ 守山区からの

「無料送迎バス」は、  
12:30に守山区役所を  
出発します。(要予約)



### 「3・13 重税反対全国統一行動」

#### 西区集会(昨年と会場が違います)

日時：3月13日(水) 午後1時30分～

場所：愛知県職業訓練会館・2階大研修室

住所：西区浅間2丁目3-14 電話：522-8441



3月までの申告相談会場で、例年「春の運動募金」を集めていますが、今年は「全商連会館建設募金」を中心にお願いすることになりました。趣旨は、別紙の通りですが、なにとぞご理解ご協力のほどお願い申し上げます。なお、事務所でも募金を受付けています。(別紙の振込用紙は使用しないでください。)